

《はじめに》

- 2019年11月から、国際陸連（IAAF）から世界陸連（WA）に
名称が変更されています。

※日本陸連（JAAF）に変更はありません。



- 競技規則の体系が変更になり、「Competition Rules (CR)」と「Technical Rules (TR)」に分けられます。例) 第163条2(a) → TR17.2.1

※2020年度日本陸連競技規則は従来の体系で記載（新体系を併記）します。

《2020.4.1 適用の修改正》

- 第143条 2,5,12,13 競技用靴

靴底の厚さ規制・市販品（4ヶ月前から）・審判長が疑義を抱いたら、当該靴を提出。

⇒公平性の理念から、上限等が加えられた。スパイクのある靴の上限は30mm、スパイクのない靴の上限は40mm。挿入可能なプレートは1個のみ。

※現行のルールで、走高跳と走幅跳の靴底の厚さは13mm以内、走高跳のかかとの厚さは19mm以内と定められています。

※医事的理由によるカスタマイズ（カタログに掲載されているモデルを選手の足に合わせて靴底などに修正を加えたもの）は、認められます。

※主要メーカーの靴は、基本WAの審査を通過しているので、過敏になる必要はありません。

- 第143条 7～10 用語の見直し（国内）

ナンバーカード（ビブス）⇒アスリートビブス（ビブス）に名称変更。

⇒ナンバーではなく競技者名を記載する競技会も増えてきたことへの対応です。

- 第145条 失格—リレーで除外処分を受けた場合のチーム・個々の選手の扱いの明確化

除外によって失格になるのは当該種目の当該チーム単位。

⇒当該チームが失格になっても、個々の選手は単独種目・混成競技の個別種目への出場、チームも他のリレー種目へ出場することは可能です。

- 第162条 5 スタート

162条5の〔国内〕（本条項を適用するか否かを決めることができる）を削除。

⇒全ての競技会において、(a)(b)(c)の不適切行為に対し警告の対象となります。

- 第168条 6 ハードルの失格の定義の明確化

「手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき」が追加。

⇒足ではなく脚であることに注意。脚の上側で倒す…つまりハードルを跳び越えていない状態です。

- 第170条 4 リレー競走 バトンの受け渡し [注釈]の追加

バトンパス開始後、完了前にバトンを落とした場合は、前走者（渡す人）が拾わなければならない。

⇒2019年度までの「どちらが拾ってもよい」という解釈から変更されています。

- 第187条 2 投てき

個人所有の投てき物の持ち込み（使用）は、どの種目であっても2個まで認められる。

⇒全ての競技者が使用できることが条件（個人専用ではない）というは変わりません。

《2021.4.1 適用予定の修改正》

- 第185条 走幅跳

踏み切りを行う際、足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時は無効試技とする。

⇒現行の「身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時」からの変更です。現在は靴の先端（地面からわずかに浮いている部分）が踏切線を越えていても、粘土板に痕跡が残らなければ無効試技となりませんが、2021年度からは無効試技となります。

※これに伴い、粘土板の角度も45度から90度へ、競技会によってはビデオカメラ等を使用します。

詳細については、審判講習会資料もしくは2020年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之（日本陸上競技連盟競技運営委員・JTO／長野陸上競技協会競技運営委員長）

